

常滑市生活応援クーポン 取扱店舗の手引き

常滑市経済振興課 (ver.2025.7.8)

【変更箇所】 4. クーポンの換金方法 (3) 振込手数料

1. 事業について

(1) 目的

物価上昇の影響緩和のため(国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用)。

(2) 概要

券種	計2種…①共通券(500円)、②中小店舗券(500円) なお、②は、次のアまたはイに該当する取扱店舗では使用できません。 ア) 店舗面積1,000㎡以上の店舗 及び 当該店舗のテナント・専門店等 イ) 5店舗以上展開されているチェーン店 (フランチャイズ、ボランティアチェーンを含む)
配付対象者	2025年4月1日に本市の住民基本台帳に登録されている全ての市民
配付金額	市民1人当たり1,000円分(①共通券1枚、②中小店舗券1枚) ただし、子育て支援として、2007年4月2日以降に出生した18歳以下の子ども(2025年度以降に18歳となる市民)には、1人当たり2,000円分(①共通券2枚、②中小店舗券2枚)
配付方法	郵送(世帯全員分をまとめて、世帯主宛てに、6月下旬頃に順次発送)
総額	68,800千円
使用期間	2025年7月1日(火)~12月31日(水)

2. 取扱店舗の協力事項

(1) 手引きを読んで、クーポンの取扱方法及び換金方法を確認してください

(2) 店頭へステッカー、のぼりを掲出し、クーポンが使える旨を示してください

(3) 事業運営のため、市や常滑商工会議所との連携にご協力ください。

※登録後に取扱店舗の虚偽申請や不正行為が判明した場合、市は登録を取り消すとともに、
名称等を市ホームページ等にて公表させていただくことがあります。

3. クーポンの取扱方法

(1) クーポンを使用できない取引

- ① 資産性の高いもの(不動産、金融商品、自動車等)
- ② たばこ等、法律で定価以外の購入が禁じられているもの
- ③ 換金性の高いもの(商品券、切手、印紙、プリペイドカード等)
- ④ 風営法第2条に規定の性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業等に関する支払い(パチンコ等)
- ⑤ 公租公課(税、水道料金等)、手数料や債務の支払い
- ⑥ 公的医療保険や公的介護保険の自己負担の支払い
- ⑦ 事業上の取引
- ⑧ その他、市が特に指定するもの

(2) クーポン使用のルール、注意事項

- クーポンは、使用期間内のみ使用できます。
- クーポンは、同じ世帯に住む方及びその使者しか使用できません。
- クーポンの転売、譲渡、譲受及び現金との交換をしてはいけません。
- 金額が確認できない程度まで汚損・破損したクーポンは使用できません。
- 市は、クーポンの紛失や汚損等に対して責任を負わず、また、再発行を行いません。
- クーポンで支払った取引において、お釣りを出すことはできません。
- クーポンで支払った物品の返品、サービスのキャンセルはできません。

(3) クーポン受け取り時の確認手順

① 他の金券でないか

その他の金券類と混同しないよう注意してください。

② 不正なクーポンでないか

クーポンには、シリアルナンバー（1～068800）と複製防止加工（複製すると「COPY」が浮かぶ）が施されています。不正が疑われる場合は、市へご相談ください。



不正なクーポンの例

③ 使用期間内であるか

券面に記載の使用期間を確認し、期間以外は受け取らないようにしてください。

④ 汚損・破損等がないか

金額を確認できない場合は、受け取らないようにしてください（換金できないため）。

⑤ お釣りについて

取扱店舗は、クーポンを使用した取引において、お釣りを出せません。

⑥ 返品・キャンセルについて

原則として、支払後の返品・キャンセルはできません。また、現金による返金は、趣旨に合わないため、固く禁止させていただきます。

※ただし、次のような場合は、店舗の判断により対応することができます。

- ・その場ですぐ返品・キャンセルされ、クーポンを未使用の状態で返却できる場合
- ・別の商品（同等品）との交換を希望された場合

⑦ その他

独自にクーポンの対象外の商品等を定めた場合は、店頭等に明示してください。

(4) クーポンの受け取り後について

- ① クーポン裏面へ速やかに取扱店舗名を記載してください（ゴム印、スタンプも可）
- ② 使用済みクーポンは、事業上の取引へ再使用しないでください

4. クーポンの換金方法

(1) 持ち物（換金前に必ず確認してください）

- ① 使用済みクーポン（持ち込み前に、券種ごとに整理してください。）
- ② 換金依頼書（3枚複写式）
- ③ 取扱店舗登録証明書
- ④ 振込先がわかるもの
- ⑤ その他資料の提出を求められる場合があります

(2) 換金日・場所

次の換金日に、常滑商工会議所（常滑市新開町 5-58）へお越しください。

7 月	8 日（火）、25 日（金）
8 月	12 日（火）、22 日（金）
9 月	9 日（火）、26 日（金）
10 月	14 日（火）、24 日（金）
11 月	11 日（火）、28 日（金）
12 月	9 日（火）、24 日（水）
1 月	6 日（火）、15 日（木）、23 日（金）＝最終換金日

※最終換金日以降は、換金することができません。十分ご注意ください。

(3) 振込手数料（取扱店舗の負担となります）

※2025.7.8 変更（理由：利用するシステムの都合により）

持ち込まれた使用済みクーポンの券面金額の合計額から、以下の振込手数料を差し引いた金額を、換金依頼書でご指定の振込先口座へ振り込みます。

振込先	振込手数料		入金日数
三菱 UFJ 銀行 常滑支店あて	3 万円未満	33 円	5 営業日以内
	3 万円以上	110 円	
三菱 UFJ 銀行 その他支店あて	3 万円未満	55 円	
	3 万円以上	132 円	
他行あて	3 万円未満	220 円	
	3 万円以上	440 円	

※システムの都合により、期間中に変更する場合があります。

5. よくある質問

(1) クーポンの使用・受け取りについて

Q 汚損・破損したクーポンを提示された場合は、どうすればよいのか。

A 額面を確認できないクーポンは換金できないので、受け取らないようにしてください。

Q 大量のクーポンを使う人がいた場合は、どうすればよいのか。

A 41 枚以上まとめて使われた場合は、市までご連絡ください。

Q お釣りについては、どうすればよいのか。

A クーポンのみで支払われた場合、お釣りが出せません。

例：会計の合計が 900 円の場合

⇒クーポン 2 枚でなく、クーポン 1 枚（500 円）＋現金等 400 円での支払を依頼する

Q 受け取ったクーポンには、取扱店舗名を書かなければならないか。

A 再使用等の不正や換金時の取り違えを防ぐため、お手数ですが、受領したクーポン裏面にある取扱店舗の欄に、手書きやゴム印等で取扱店舗名を記載してください。

(2) 換金について

Q 登録されていない店舗でもクーポンを換金してもらえるか。

A 未登録の店舗に対する換金はいたしません。登録したい場合は常滑商工会議所へご相談ください。

Q 換金時に取扱店舗が負担する手数料はあるか。

A 振込手数料を負担していただきます (3 ページをご覧ください)。

Q 振込先として指定できない金融機関はあるか。

A ありません。ただし、どの金融機関でも振込手数料が掛かります。



市ホームページ「よくある質問」(随時更新) をご覧になる場合は左記 QR を読み取ってください。

6. お問い合わせ

お電話が混み合い、繋がりにくい場合があります。ご了承ください。

換金について	常滑商工会議所 (市の業務委託先) ・所在地: 常滑市新開町 5-58 ・メール: coupon@toko.or.jp ・電話: 0569-34-3200 (平日 8 時 30 分~16 時 30 分)
その他	常滑市経済振興課 ・所在地: 常滑市飛香台 3-3-5 市役所 2 階 9 番窓口 ・メール: tokopre@city.tokoname.lg.jp ・電話: 0569-47-6151 (平日 9 時 00 分~16 時 30 分)

※迷惑メール対策などをされている場合は、商工会議所・市のドメイン (@以下の部分) を受信できるように設定してください。